

デジタルプラットフォームに関する 議論について

2020年11月24日



1. 総論

- 法的枠組みについては慎重な議論を
- 自主的取組の促進と、国内外のイコールフットイングが重要
 - 国内のECプラットフォーム（PF）においては自主的取組が進んでおり、殆ど問題が発生していないPFや、取組改善の動きもある。様々な場で行われるデジタル市場においてそのようなECPFに加重的に義務や責任を課すような制度は避けていただきたい
 - 域外適用・執行をどのように行うかが不透明。どのような規制形態であっても、法規制は事実上国内のECPFのみに抑制的に働いてしまうことは避けられない。日本のデジタル分野の成長やイノベーションを阻害する恐れ
 - 消費者取引が行われているPFは国内外に様々な分野で存在しており、各ECPFはその特性に応じて創意工夫を凝らしリスクベースで様々な取組を行っていることから、一律の指針を定めて規律するような手法はなじまない。
 - 透明化法との関係で、出店者により厳しい措置を講じたり、トラブル防止のために思い切った迅速な対応を取ることが難しくなる懸念
 - 予防的措置も含めて、PFが出店者に対して消費者保護のための様々な措置を講じられるようにしていただきたい
 - 消費者啓発が極めて重要。官民が協力して、自主的取組を促進し、真摯に消費者保護に取り組んでいるPFが成長を得られるような環境整備をしていただきたい

2. 各論点について

対象論点	意見
特商法の実効性の担保	• 特商法の実効性の担保のために出店者がPFに対して実施すべきことを明らかにし、<u>PFによる自主的取組を支援してほしい</u> ※特商法で表示が義務付けられている住所は、代表者等の身分証の住所とは異なる • <u>箸の上げ下げを決めて手足を縛るようなルールは避けるべき</u> ※出店者に決済サービスを提供し出店者の国内の銀行口座とお金の流れ等を把握することで追跡可能性を担保するようなやり方もある • <u>悪質事業者の手口や自主的取組に資する情報などについて官民の連携が必要</u> ※ただし、あくまで違法性を判断できるのは行政であること、ある出店者が1つのPFで規約違反(民民の契約違反)をしたことで全てのPFから締め出されることとなれば出店事業者にとっては営業上大きな問題が発生することに留意が必要
違法・危険な製品等の流通防止	• 現在も国内ECPFは違法・危険な製品と判明すれば出品停止措置等を講じている • 経済産業省などと普段から情報交換をして協力体制を構築している • PFは販売者の権限は持っておらず、<u>販売者である出店者と同じ責任を負うことは困難</u> (PFが販売者と同じ責任を負うことになれば、PFビジネスは成立しない) • <u>特定の商品の販売自体が違法である/出店者に販売停止を強制していいと行政が判断してくれることが重要</u> (類似品など同一性の判断が難しい場合の対応に苦慮している)

2. 各論点について

対象論点	意見
紛争時の取引の相手方の情報開示	• <u>要件が明確であって、要件を満たせば開示について事業者が免責されるのであれば対応可能</u> • 「紛争」にも様々な種類やレベルがあり、要件の内容や要件該当性の判断を誰がするのか、誰に開示するのか等は慎重な検討が必要 • 開示情報の範囲の明確化も必要 ※代表者個人の身分証情報、担当者個人の携帯番号、出品者個人の銀行口座番号、購入者の情報等は含まれるのか
自主的な取組の促進と取組状況の開示	• <u>大手ECPFは既に自主的開示の取組を進めており、年内にはオンラインマーケットプレイス協議会（JOMC）のウェブサイトにおいて各PFの自主的取組内容が公開される予定</u> • JOMCでの情報開示に合わせる形で、各PFにおいても各自の取組開示が促進される見通し • 開示に関する法的規制は不要と考える • 消費者が、積極的に開示しているPFを選び、そうでないPF（海外PF含む）を選ばないように、官民でどのような取組が必要かを議論すべき

(参考) デジタル市場について

➤ 消費者が取引を行うデジタル市場には、様々な取引の場が存在する

